



紙面でご案内の講座、事業などは新型コロナウイルス感染症の状況によっては実施できない場合があります。何卒ご理解いただきますようお願いいたします。



## 6月 みんなであそぼう!



幼稚園・保育園にまだ入園されていないお子さんと保護者の方に遊び場を提供しています。

(参加費は無料で、予約はいりません)

はづ子育て支援 ぴよぴよ 志氏神社内『サロンde志氏我野』 TEL324-2286	10:00~11:30	2日 (水)	9日 (水)	16日 (水)	23日 (水)	30日 (水)
みのり保育所 TEL332-2392	9:30~14:30	1日・2日・3日・8日・9日・10日 15日・16日・17日・22日・23日 24日・29日・30日(火・水・木)				
羽津保育園 TEL331-6987	9:30~11:30	3日 (木)	10日 (木)	17日 (木)	24日 (木)	
羽津文化幼稚園 TEL331-3615	10:00~11:30			14日 (月)		28日 (月)
羽津幼稚園 TEL331-4712	10:00~11:30	4日 (金)		18日 (金)	25日 (金)	
3歳児対象	10:00~11:30	9日(水)(3歳児対象)				



### 妊産婦・乳幼児サポート講座

主催：羽津地区まちづくり推進協議会

10:30~『サロンde志氏我野』にて開催

参加費無料  
申込み不要

- 6月13日(日) ベビーマッサージ教室
- 6月14日(月) マタニティヨガ教室
- 6月22日(火) バレトン教室
- 6月28日(月) 親子でバランスボール
- 6月29日(火) 親子ヨガ教室



【問い合わせ先】羽津地区まちづくり推進協議会事務局(羽津地区市民センター 2階)  
TEL331-5333(平日10:00~16:00)



### 健康づくり グラウンドゴルフ大会

主催：まちづくり推進協議会  
共催：グラウンド・ゴルフ同好会

6月27日(日) 9:00~(受付8:30~)

羽津小学校 運動場 【予備日は未定】

参加資格：羽津地区在住で健康に自信のある成人の方(用具のない方は本部で用意しています。)

参加費：無料

申込み：6月18日(金)までに、所定の用紙に住所氏名を記入し下記窓口で直接受付  
(申込用紙はセンター2階階段前にあります。)

※マスクを着用するようご協力お願いいたします。

【申込み・問い合わせ先】羽津地区まちづくり推進協議会事務局(平日10:00~16:00)  
TEL・FAX 331-5333

### よっかいち・はつらつ健康塾!

6月8日(火) 13:30~14:30 別名一丁目集会所

「介護予防」について、おおむね65歳以上の方、10名程度で行います。参加費無料です。

申込み：6月4日(金)までに下記まで申込みが必要です

※マスクの着用、緊急連絡先、当日ご自宅での検温のご協力をお願いしております。

また、体調の悪い方は参加を控えていただきますようお願いいたします

※新型コロナウイルス感染症の状況によっては、中止・時間の短縮・人数制限をする場合があります。

【申込み・問い合わせ先】羽津在宅介護支援センター TEL334-3387

### ヘルスリーダーによる イキイキ教室

6月17日(木) 13:30~15:00 羽津地区市民センター2階ホール

介護予防・認知症予防の運動やレクリエーションを行います。申込み不要・参加費無料です。

※マスクの着用、水分補給をお願いします。発熱や咳等の風邪の症状がみられる方・基礎疾患をお持ちの方で、感染リスクを心配される方は、参加を控えていただきますようお願いいたします。

【問い合わせ先】高齢福祉課 TEL354-8170



### 6月の自動車文庫

- 6月 3日(木) 八田二丁目「エステート羽津」前 14:30~15:00
- 6月11日(金) 別名三丁目 ブルーミングハウス 13:20~14:00
- 6月11日(金) 大宮町 志氏神社 14:10~14:50
- 6月16日(水) 緑丘町 集会所 14:20~15:00

### 毎年6月1日は「人権擁護委員の日」です

人権擁護委員は、法務大臣の委嘱を受けたボランティア(無償)で、四日市市に18人の委員がいます。地域の皆さんからの人権相談を受けて問題解決のお手伝いをしたり、人権について関心を持ってもらえるような人権教室や啓発活動を行ったりしています。

人権についてお困りやお悩みの際は、以下の人権相談電話をご利用ください。新型コロナウイルス感染症に関連する不当な偏見や差別、いじめ等の人権相談も受け付けています。

みんなの人権110番(全国共通) 0570-003-110

※おかけになった場所の最寄りの法務局・地方司法局につながります  
(平日 8:30~17:15)

インターネット人権相談窓口 <https://www.jinken.go.jp/> (パソコン・スマートフォン共通)

※相談フォームに必要事項を記入して送信すると、最寄りの法務局から後日、メール、電話又は面談で回答があります。



### 新・増築の家屋調査にご協力ください

令和3年1月2日以降に、家屋を新築または増築したお宅には、市役所資産税課から家屋調査の手紙をお送りします。この調査は、来年度の固定資産税・都市計画税の課税の基礎となるものです。手紙が届きましたら調査にご協力をお願いします。

また、相続・売買・贈与などにより未登記の家屋の所有権を移転する場合は、「家屋補充課税台帳登録者の変更届」の提出が必要です。家屋を取り壊したときもご連絡をお願いします。

【問い合わせ先】資産税課家屋係 TEL354-8135

FAX354-830